

令和7年10月1日より前に指定された居住支援法人の方へ

令和6年の通常国会において、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）が改正されました。（令和7年10月1日施行。）

法改正に伴い、以下の手続き等が必要になりますので、ご確認の上、適切に対応をお願いします。

○改正法の施行後（令和7年10月1日以降）に残置物処理等の業務を行う法人

既に付帯業務として残置物処理等を行っている場合であっても、改正法の施行後、新たに委託を受けて残置物処理等業務を実施する場合は、以下①～④の手続き等が必要になります。

（①の認可を受けずに改正法の施行後、新たに委託を受けて当業務を行うと違反になり、指定の取消しになる恐れがあります）

※手続きおよび審査の基準については、改正後の住宅セーフティネット法、残置物処理等業務規程の作成・認可の手引きおよび県ホームページをご確認ください。

- ① 業務の変更の認可と残置物処理等業務規程の認可申請
- ② 業務の変更の認可を受けたときは、修正した実施計画（新たに行う業務に限る。）に記載された事項を法人のホームページなどで公示
- ③ 事業計画の変更の認可申請
- ④ 事業計画の変更の認可を受けたときは、その内容を法人のホームページなどで公示

○支援業務に関する問合せ先の提出（指定済みの全法人）

改正法の施行後（令和7年10月1日以降）、遅滞なく、支援業務に関する問合せを受けるための連絡先を記載した書類を福井県知事（担当：建築住宅課）に提出する必要があります。

○事業計画（毎年度）、事業報告書（毎年度）の記載事項の見直し（指定済みの全法人）

法施行後（令和7年10月1日以降）に提出する事業計画は原則、新様式で提出をしてください。

あわせて、新様式での事業計画の認可申請時に、修正した実施計画（支援法人指定時の書類）を添付してください。

また、提出した新様式の実施計画・事業計画に記載された事項を法人のホームページなどで公示する必要があります。

（法改正後～令和8年3月までは経過措置となっていますが、新様式での提出にご協力ください）

○帳簿記載事項の移行（指定済みの全法人）（帳簿の記載内容は次ページ参照）

帳簿の備え付けおよび保存の内容が改正されましたのでご注意ください。

- ・法改正前：債務保証業務についてのみ帳簿の備え付け&保存
- ・法改正後：債務保証業務に加えて、残置物等処理業務、その他要配慮者から対価を得て支援業務を行う場合についても、帳簿に記載し、備え付け&保存※

※契約終了日から5年間保存（紙もしくは電子データ）

支援業務に関する帳簿に記載する内容

改正前	改正後
一 家賃債務の保証の相手方の氏名及び住所 二 債務の保証を行った年月日 三 債務の保証の内容 四 その他債務の保証に関し必要な事項	一 <u>債務保証業務</u>に関する事項であって、次に掲げるもの イ 保証契約等の相手方の氏名及び住所 ロ 保証契約等を締結した年月日 ハ 保証契約等の期間 ニ 保証契約等の内容 ホ 保証契約に基づく債務の弁済をした金額及び年月日 ヘ 弁済に係る求償をした金額及び年月日 ト その他保証契約等に関し必要な事項 二 <u>残置物処理等業務</u>に関する事項であって、次に掲げるもの イ 残置物処理等業務の相手方の氏名及び住所 ロ 残置物処理等業務を行った年月日 ハ 残置物処理等業務の内容 ニ 残置物処理等業務に関する費用の請求 その他金銭の授受に係る事項 ホ その他残置物処理等業務に関し必要な事項 三 <u>債務保証業務等を行う場合を除くほか、支援業務（住宅確保要配慮者から対価を得て当該支援業務を行う場合に限る。以下この号において同じ。）</u>に関する事項であって、次に掲げるもの イ 当該住宅確保要配慮者の氏名及び住所 ロ 支援業務を行った年月日 ハ 支援業務の内容 ニ 支援業務の対価及び提供の条件に関する事項